

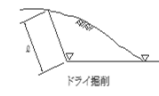
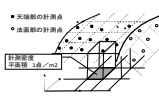
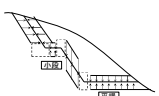
土木工事施工管理基準 新旧対照表
土木工事施工管理基準(まえがき)


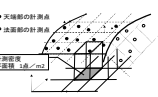
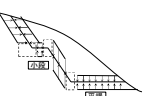
旧(令和3年3月版) 土木工事施工管理基準	
7. その他	
(1) 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対しただちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	
(2) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。 舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。 浚渫工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「音響測深器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。	

新(令和3年10月版) 土木工事施工管理基準		改定理由
7. その他		
(1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し 速やか に提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。		
(2) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合) 」または「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合) 」の規定によるものとする。 舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合) 」または「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合) 」の規定によるものとする。 浚渫工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準ほか、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編 」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	

土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

旧(令和2年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		ドライ掘削		
						法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%					
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平ら面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面(小段含む)	水平または標高較差				±70	±160
						平均値	個々の計測値				±50	±300
3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	±300							
		法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±300							
		平均値	個々の計測値	±50	±300							
		平均値	個々の計測値	±50	±300							

新(令和3年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		ドライ掘削		
						法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%					
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平ら面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面(小段含む)	水平または標高較差				±70	±160
						平均値	個々の計測値				±50	±300
3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	±300							
		法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±300							
		平均値	個々の計測値	±50	±300							
		平均値	個々の計測値	±50	±300							

土木工事施工管理基準 新旧対照表

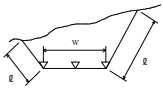
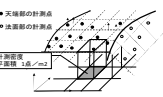
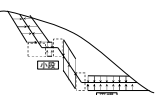
出来形管理基準 第01編 共通編

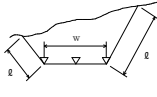
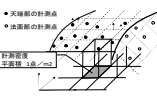
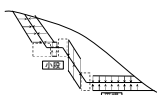
旧(令和2年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
				3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は各法肩で測定。		
							法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m			
					2	盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	-50	-150	※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向長さXを表したものの	
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170		
						法面 4割≥勾配(小段含む)	標高較差	-60	-170		
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向長さXを表したものの					

新(令和3年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
				3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(土工編)計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法肩で測定。			
							法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m				-100 法長-2%
					3	2	盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	-50	-150	※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向長さXを表したものの		
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≥勾配(小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向長さXを表したものの						

土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

旧(令和2年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m			
						幅 w	-100			
				2	掘削工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

新(令和3年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m			
						幅 w	-100			
				2	掘削工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

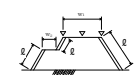
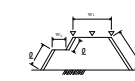
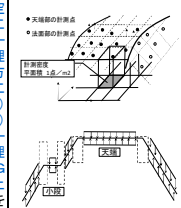
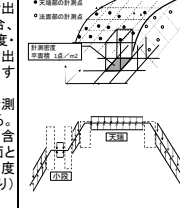
改定理由

3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

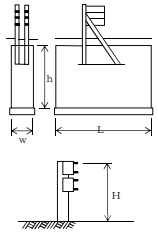
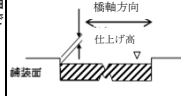

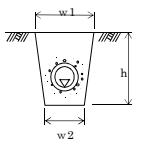
3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

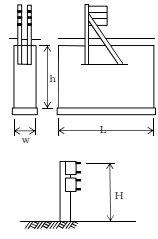
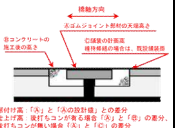

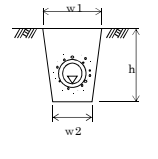
土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

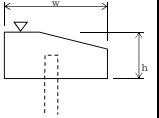

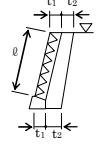
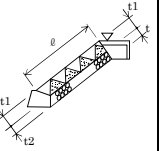
旧(令和2年10月版)										新(令和3年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
			3	4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽ 法長ℓ 幅 w ₁ w ₂	±50 -100 法長-2%	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。							1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽ 法長ℓ 幅 w ₁ w ₂	±50 -100 法長-2%	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
				2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端 法面 (小段含む)	平均値 個々の計測値 ±50 ±150 ±80 ±190	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。						2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端 法面 (小段含む)	平均値 個々の計測値 ±50 ±150 ±80 ±190	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		

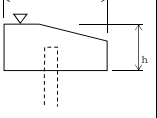
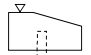
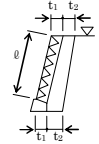
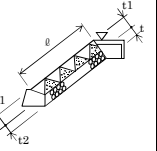
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

旧(令和2年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
通3編	3 土木工事共	2 一般施工	3 共通の工程	5	緑石工 (緑石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定		
				8	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	26	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点		
						表面の凹凸 仕上げ高さ	3 舗装面に対し 0~-2	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	31	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	31	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)		
						幅 w1, w2 深さ h 延長 L	-50 -30 -200	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

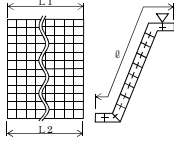
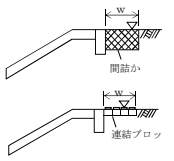
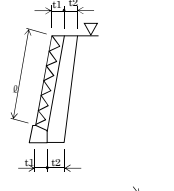
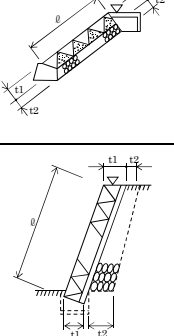
新(令和3年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
通3編	3 土木工事共	2 一般施工	3 共通の工程	5	緑石工 (緑石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による定。
				8	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する	ワイヤロープ式LD種[レーンデバイダー]実施要領(案)では「土木工事共通仕様書土木工事共通編」路側防護柵工(ガードケーブル)の工種に準拠する。」となっているため。
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	26	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点			測定箇所を表す挿絵が不明瞭なため改定。
						表面の凹凸 仕上げ高さ	3 舗装面に対し 0~-2	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	31	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	31	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						幅 w1, w2 深さ h 延長 L	-50 -30 -200	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			

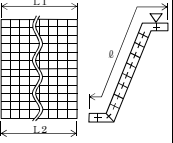
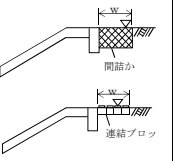
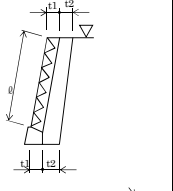
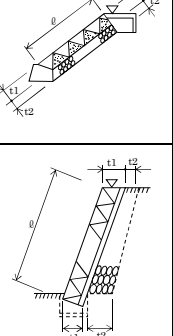
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

県 現行基準(H30)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						幅 w	-30					
	高さ h	-30										
	延長 L	-200										
						基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
					延長 L	-200						
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						法長 l	l < 3m					-50
							l ≥ 3m					-100
						厚さ(ブロック積張)	t1					-50
						厚さ(裏込)t2	t2					-50
						延長 L	L					-200

県 新基準(R1)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						幅 w	-30					
	高さ h	-30										
	延長 L	-200										
						基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
					延長 L	-200						
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						法長 l	l < 3m					-50
							l ≥ 3m					-100
						厚さ(ブロック積張)	t1					-50
						厚さ(裏込)t2	t2					-50
						延長 L	L					-200

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編①

県 現行基準(H30)																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
						法長ℓ	-100									
						延長L1, L2	-200									
				3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
						幅w	-100									
						延長L	-200									
				4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
						法長ℓ	ℓ < 3m				-50					
							ℓ ≥ 3m				-100					
						厚さ(ブロック)t1	-50									
						厚さ(裏込)t2	-50									
						延長L	-200									
						5	石積(張)工				基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
											法長ℓ	ℓ < 3m				-50
												ℓ ≥ 3m				-100
厚さ(石積・張)t1	-50															
厚さ(裏込)t2	-50															
延長L	-200															

県 新基準(R1)																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由					
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
						法長ℓ	-100									
						延長L1, L2	-200									
				3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
						幅w	-100									
						延長L	-200									
				4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
						法長ℓ	ℓ < 3m				-50					
							ℓ ≥ 3m				-100					
						厚さ(ブロック)t1	-50									
						厚さ(裏込)t2	-50									
						延長L	-200									
						5	石積(張)工				基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
											法長ℓ	ℓ < 3m				-50
												ℓ ≥ 3m				-100
厚さ(石積・張)t1	-50															
厚さ(裏込)t2	-50															
延長L	-200															

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
								厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
								(上層路盤工) 粒度調整路盤工	(面管理の場合)						

新(令和3年10月版)															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
								厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
								(上層路盤工) 粒度調整路盤工	(面管理の場合)						

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(トリスム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(トリスム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

新(令和3年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(インプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(インプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						平坦性	—				3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下		

新(令和3年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						平坦性	—				3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下			

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)															
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
				4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。			
3	土	2	一般施工	6	一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
				6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。			

新(令和3年10月版)																
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
				4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。			
3	土	2	一般施工	6	一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
				6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。			

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	

新(令和3年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
					平坦性	—		3m ² プロイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

新(令和3年10月版)														
※面管理の場合は測定値の平均														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [※]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
					平坦性	—		3m ² プロイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t<15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						厚さあるいは標高較差	t≥15cm	+90 -70	+50 -10	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。			
						厚さあるいは標高較差	-20	-3	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。				

新(令和3年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t<15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さあるいは標高較差	t≥15cm	+90 -70	+50 -10	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。				
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。				3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さあるいは標高較差	-20	-3	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	

新(令和3年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ソプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ソプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
						厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8				

新(令和3年10月版)														
※面管理の場合は測定値の平均														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(プリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
						厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3			

新(令和3年10月版)													
※面管理の場合は測定値の平均													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上				
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) [*]							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ソリッド方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。			
								平坦性	—	3m ² プロイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90 ±90	±90 ±90				+40 -15 +40 -15	+50 -15 +50 -15

新(令和3年10月版)																	
※面管理の場合は測定値の平均																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) [*]								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
								平坦性	—	3m ² プロイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90 ±90	±90 ±90					+40 -15 +40 -15	+50 -15 +50 -15

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上				小規模以下		
				14	コンクリート舗装工 転圧コンクリート舗装版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・石膏)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	

新(令和3年10月版)																
※面管理の場合は測定値の平均																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由			
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上					小規模以下		
				14	コンクリート舗装工 転圧コンクリート舗装版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・石膏)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
						厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			
					コンクリート舗装工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		
					目地段差		±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

新(令和3年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上				
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。				
					コンクリート舗装工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。			
					目地段差		±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和元年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		測定値の平均(X)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20		-3				
						平坦性	—		3mプロフィルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付)				
										1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「事情移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとしてオーバーレイ後の標高値との差で			

新(令和2年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		測定値の平均(X)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	17	2	オーバーレイ工(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20		-3					3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側前面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとしてオーバーレイ後の標高値との差で
						平坦性	—		3mプロフィルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付)					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			
						施工厚さt	-50				
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
	2 一 般 施 工	4	2	2		表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書 に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理・中層地盤改良工事編)(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		
							法長 ℓ	-500			
							天端幅 w	-300			
							天端延長 L	-500			
2 一 般 施 工	9	3	3		固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m3~4,000m3につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、1,000m3以下、又は施工延長40m(50m)并かのものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)			
						厚さ t	設計値以上				
						幅 w	設計値以上				
						延長 L	設計値以上				

新(令和3年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						施工厚さt	-50					
						幅 w	-100					
						延長 L	-200					
	2 一 般 施 工	4	2	2		表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書 に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
							法長 ℓ	-500				
							天端幅 w	-300				
							天端延長 L	-500				
2 一 般 施 工	9	3	3		固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m3~4,000m3につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、1,000m3以下、又は施工延長40m(50m)并かのものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						厚さ t	設計値以上					
						幅 w	設計値以上					
						延長 L	設計値以上					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要

新(令和3年10月版)											改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
			10	1	鉄鋼スラグ混合工 (路床安定処理工 又は置換工の場合)	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			新工種の追加による
				置換厚さt	-50						
				幅 w	-100						
				延長 L	-200						
			2	鉄鋼スラグ混合工 (路体・路床盛土工 面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			新工種の追加による
			天端	標高較差	±50	±150					
			法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190					

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ < 5m -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	h	
						盛土法長 ℓ	ℓ ≥ 5m 法長の-4%			
						延長 L	ℓ < 5m -100			
						延長 L	-200			

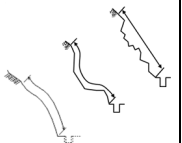
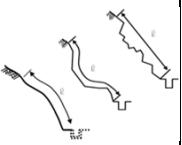
新(令和3年10月版)										改定理由	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ < 5m -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						盛土法長 ℓ	ℓ ≥ 5m 法長の-4%				
						延長 L	ℓ < 5m -100				
						延長 L	法長の-2%				
						延長 L	-200				

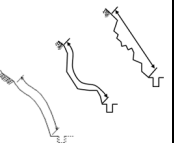

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
				2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						ℓ ≥ 5m	法長の-4%	ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
					厚さ t	t < 5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
						t ≥ 5cm	-20	検査孔により測定。		
								ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。		
						延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いること	

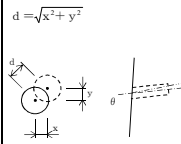
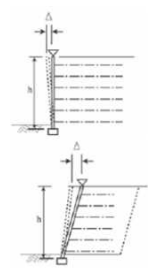
新(令和3年10月版)											改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
				2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						ℓ ≥ 5m	法長の-4%	ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
					厚さ t	t < 5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。			
						t ≥ 5cm	-20	検査孔により測定。			
								ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。			
						延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

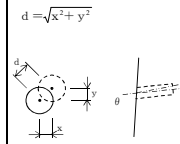
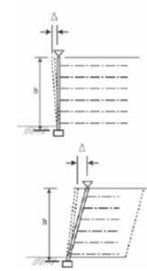
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
			3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	$l < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いること		
					$l \geq 3m$		-100				
					厚 さ t	$t < 5cm$	-10	200mにつき1ヶ所以上、200m以下は2ヶ所をせん孔により測定。			
						$t \geq 5cm$	-20				
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いること			

新(令和3年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
			3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	$l < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
					$l \geq 3m$		-100				
					厚 さ t	$t < 5cm$	-10	200mにつき1ヶ所以上、200m以下は2ヶ所をせん孔により測定。			
						$t \geq 5cm$	-20				
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
3	土木工事共通編	2	14	6	アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数								
							配置誤差 d				100					
							せん孔方向 θ				± 2.5 度					
						15	擁壁工共通	3	補強土壁工(補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
											高さ h					$h < 3m$
											$h \geq 3m$					-100
										鉛直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内					
										控え長さ	設計値以上					
										延長 L	-200					1施工箇所毎

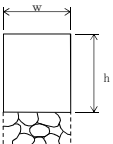
新(令和3年10月版)										改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		摘要					
3	土木工事共通編	2	14	6	アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数			※鉄筋挿入工にも適用する	法面の鉄筋挿入工の出来形管理項目がないため。				
							配置誤差 d						100			
							せん孔方向 θ						± 2.5 度			
						2	擁壁工共通	3	補強土壁工(補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
											高さ h					$h < 3m$
											$h \geq 3m$					-100
										鉛直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内					
										控え長さ(補強材の設計長)	設計値以上					
										延長 L	-200					1施工箇所毎

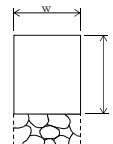
土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	16	一般	3	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	標高較差	±0以下	個々の計測値 +400以下	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深器を用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		

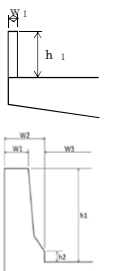
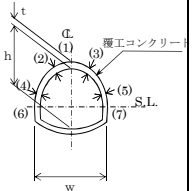
新(令和3年10月版)										改定理由	
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所
3	2	16	一般	3	3	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
							標高較差	±0以下		+400以下	

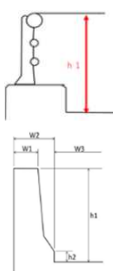
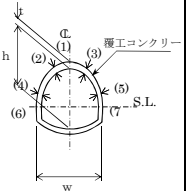
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第06編 河川編

旧(令和2年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	基準高▽	-30		
						幅 w	-30		

新(令和3年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
7 河川 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		護岸付属物工	基準高▽	-30				3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編の規定による測点の管理方法を用いることができる。
						幅 w	-30				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第10編 道路編

旧(令和2年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路 肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「TS等光 波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。			
						延長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「TS等光 波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。
10 道路 編	4 橋 梁 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ 所測定。			
						地覆の幅 w2	-10~+20				
						高さ h1	-20~+30				
						高さ h2	-10~+20				
						有効幅員 w3	0~+30				
10 道路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート 工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40m につき1ヶ所。 (2) 厚 さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間 を1打設長の終点を図に示す各点 で測定。中間部はコンクリート打設 口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コン クリートについて1打設長の端面(施 工継手の位置)において、図に示 す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図 の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は 100 mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下 のものについては、1トンネル当た り2ヶ所以上の検測孔による測定 を行う。 ただし、以下の場合には、左記の 規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付 コンクリートの部分的な突出で、設 計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに 限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、 型枠の据付け時には安定が確認 されかつ別途構造的に覆工の安全 が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの 突出。 計測手法については、従来管理の ほかに「3次元計測技術を用いた 出来形計測要領(案)」で規定する 出来形計測性能を有する機器を用 いることができる。			
						幅 w(全幅)	-50				
						高さh(内法)	-50				
						厚 さ t	設計値以上				
						延長 L	—				

新(令和3年10月版)											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路 肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)舗装工事編 計測技術(断面 管理の場合)」の規定による測点 の管理方法を用いることができる。			
						延長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元 計測技術を用いた出来形管理要領 (案)舗装工事編 計測技術(断面 管理の場合)」の規定による測点 の管理方法を用いることができる。
10 道路 編	4 橋 梁 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ 所測定。			
						地覆の幅 w2	-10~+20				
						高さ h1	-20~+30				
						高さ h2	-10~+20				
						有効幅員 w3	0~+30				
10 道路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート 工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40m につき1ヶ所。 (2) 厚 さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間 を1打設長の終点を図に示す各点 で測定。中間部はコンクリート打設 口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コン クリートについて1打設長の端面(施 工継手の位置)において、図に示 す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図 の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は 100 mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下 のものについては、1トンネル当た り2ヶ所以上の検測孔による測定 を行う。 ただし、以下の場合には、左記の 規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付 コンクリートの部分的な突出で、設 計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに 限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、 型枠の据付け時には安定が確認 されかつ別途構造的に覆工の安全 が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの 突出。 計測手法については、従来管理の ほかに「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)トンネル工 編」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。			
						幅 w(全幅)	-50				
						高さh(内法)	-50				
						厚 さ t	設計値以上				
						延長 L	—				

改定理由
3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

ブロックアウト型高欄に測定箇所を見直し

3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準1

旧(令和2年10月版)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
舗装	舗装	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧(2)-16	2.36mmふるい、±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 ・印字記録の場合:全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基準及び集積用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基準及び集積用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧(2)-16	75μmふるい、±5%以内基準粒度		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧(4)-318	アスファルト量:±0.9%以内	1)アスファルト舗装:同一配合の合計が100t以上のもの 【参考】 舗装工事(規格/平成16年2月)	
土工	その他	必須	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の前で行う。 【確認試験である。セメントコンクリートの路室に適用する。 【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計値の範囲内	繰りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。 【参考】 モルタル(平成25年7月)	
土工	必須	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤53mm: 次密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験)(JIS A 1210 A-B法)もしくは90%以上(締固め試験)(JIS A 1210 C-D-E法) 最大粒径 >53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧(4)-256)	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・結合背面アフロー手前における規格値は、下記の通りとする。 締固め試験(JIS A 1210 C-D-E法) 【一般の結合背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラリアット構造の結合背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上 【参考】 舗装土(テールアルム)壁工法設計・施工マニュアル(平成22年8月) 道路土工-盛土工指針(平成22年4月) 道路土工-擁壁工指針(平成24年7月)	
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」 または、設計図書による。	盛土を管理する単位以下(管理単位)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1箇所あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点 【参考】 R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)(平成28年8月) 舗装土(テールアルム)壁工法設計・施工マニュアル(平成28年8月)	最大粒径 <100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満足していても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・結合背面アフロー手前における規格値は、下記の通りとする。 締固め試験(JIS A 1210 C-D-E法) 【一般の結合背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラリアット構造の結合背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上 【参考】 R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)(平成28年8月) 舗装土(テールアルム)壁工法設計・施工マニュアル(平成28年8月)	

新(令和3年10月版)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由
舗装	舗装	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧(2)-16	2.36mmふるい、±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 ・印字記録の場合:全数 または 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基準及び集積用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基準及び集積用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○	試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧(2)-16	75μmふるい、±5%以内基準粒度				
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧(4)-318	アスファルト量:±0.9%以内	1)アスファルト舗装:同一配合の合計が100t以上のもの 【参考】 舗装工事(規格/平成16年2月)			
土工	その他	必須	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の前で行う。 【確認試験である。セメントコンクリートの路室に適用する。 【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	舗装		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計値の範囲内	繰りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。 【参考】 モルタル(平成25年7月)	試験基準の記載にともなう		
土工	必須	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤53mm: 次密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験)(JIS A 1210 A-B法)もしくは90%以上(締固め試験)(JIS A 1210 C-D-E法) 最大粒径 >53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧(4)-256)	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・結合背面アフロー手前における規格値は、下記の通りとする。 締固め試験(JIS A 1210 C-D-E法) 【一般の結合背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラリアット構造の結合背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上 【参考】 舗装土(テールアルム)壁工法設計・施工マニュアル(平成22年8月) 道路土工-盛土工指針(平成22年4月) 道路土工-擁壁工指針(平成24年7月)	試験基準の記載にともなう		
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」 または、設計図書による。	盛土を管理する単位以下(管理単位)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1箇所あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点 【参考】 R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)(平成28年8月) 舗装土(テールアルム)壁工法設計・施工マニュアル(平成28年8月)	最大粒径 <100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満足していても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・結合背面アフロー手前における規格値は、下記の通りとする。 締固め試験(JIS A 1210 C-D-E法) 【一般の結合背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラリアット構造の結合背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上 【参考】 R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)(平成28年8月) 舗装土(テールアルム)壁工法設計・施工マニュアル(平成28年8月)	試験基準の記載にともなう		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
品質管理基準2

旧(令和2年10月版)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
2-1 道路土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧(4)-256	【砂質土】 ・路床: 次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締め試験(JIS A 1210)A-5法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締め試験(JIS A 1210)A-B法)もしくは90%以上(締め試験(JIS A 1210)C-D-E法)。 ただし、JIS A 1210 C-D-E法での管理は、標準の土工仕様よりも締めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路床: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ 又は飽和度 S_r が $95\% \leq S_r \leq 99\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 9\%$ 。 ただし、締め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路床の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路床: 次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締め試験(JIS A 1210)A-5法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締め試験(JIS A 1210)A-B法)もしくは92%以上(締め試験(JIS A 1210)C-D-E法)。 ただし、JIS A 1210 C-D-E法での管理は、標準の土工仕様よりも締めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路床、路床及び構造物取付け部: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【参考】 R計器を用いた盛土の締め管理要領(案) (平成8年8月)	

新(令和3年10月版)								改定理由 (参考図書以外、最終は非表示)	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認		
2-1 道路土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧(4)-256	【砂質土】 ・路床: 次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締め試験(JIS A 1210)A-5法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締め試験(JIS A 1210)A-B法)もしくは90%以上(締め試験(JIS A 1210)C-D-E法)。 【粘性土】 ・路床: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ 又は飽和度 S_r が $95\% \leq S_r \leq 99\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 9\%$ 。 ただし、締め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路床の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)		試験基準の記載にともなう
			現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路床: 次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締め試験(JIS A 1210)A-5法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締め試験(JIS A 1210)A-B法)もしくは92%以上(締め試験(JIS A 1210)C-D-E法)。 【粘性土】 ・路床、路床及び構造物取付け部: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【参考】 R計器を用いた盛土の締め管理要領(案) (平成8年8月)		試験基準の記載にともなう
3-5 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時			新規追加
			定着材のフローレ試験	JSCE-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフローレ値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	○	
			圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		
		その他	外観検査(芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時			
		施工	引抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。		施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。載荷サイクルは1サイクルとする。		
その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。		・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。				

品質管理基準2

旧(令和2年10月版)										
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		

新(令和3年10月版)								改定理由 (参考図書以外、最終は非表示)	
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
26	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210			当初及び工質の変化した時。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	新規追加
			CBR試験	JIS A 1211				【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			土の粒度試験	JIS A 1204				【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202			当初及び工質の変化した時。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			土の含水比試験	JIS A 1203				【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					
			土の圧密試験	JIS A 1217					
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					
			土の透水試験	JIS A 1218					
施工	必須		現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256	・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)A-B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)A-B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C-D-E法) その他、設計図書による。	路体の場合、1,000mにつき1回の割合で行う。ただし、5,000m未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500mにつき2回の割合で行う。ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)		
			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A-B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A-B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C-D-E法)。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m未満:5点 ・500m以上1,000m未満:10点 ・1,000m以上2,000m未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上、(再)転圧を行うものとする。	【参考】 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)(平成8年8月)		
			または、「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り換えるものとする。	【参考】 TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(平成24年3月)			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・積重車については、施工時に用いた転圧機械と同等級以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)		
その他			平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の前で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	
			現場CBR試験	JIS A 1222		各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000mにつき1回の割合で行う。ただし、5,000m未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床の場合、500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり2回以上。	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		必要に応じて実施。(例)トラフィカビリティが悪い時	【参考】 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284(ヘンケルマンピーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 1.写真管理基準(まえがき)

旧(令和2年10月版)	
写真管理基準(案)	
1.総 則	
1-1 適用範囲	この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。
1-2 工事写真の分類	工事写真は以下のように分類する。
2.撮影	
2-1 撮影頻度	工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。
2-2 撮影方法	写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。
2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理	「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。
2-4 写真の省略	工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

新(令和3年10月版)		改定理由
写真管理基準(案)		
1.総 則		
1-1 適用範囲	この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。	
1-2 工事写真の分類	工事写真は以下のように分類する。	
2.撮影		
2-1 撮影頻度	工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。	
2-2 撮影方法	写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。	
2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
2-4 写真の省略	工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 1.写真管理基準(まえがき)

旧(令和2年10月版)	新(令和3年10月版)	改定理由
<p>2-5 写真の編集等 (1)写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。 (2)別紙2『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』に基づく黒板情報の電子的記入は(1)の写真編集には当たらない。ただし、(1)のただし書きの補正は認めないものとする。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度) 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (3)夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (4)フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (3)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (4)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>2-8 電子媒体に記録する工事写真 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」及び「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針(案)」によるものとする。</p> <p>3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」を参照のこと。</p>	<p>2-5 写真の編集等 (1)写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。 (2)別紙2『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』に基づく黒板情報の電子的記入は(1)の写真編集には当たらない。ただし、(1)のただし書きの補正は認めないものとする。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度) 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (3)夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (4)フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (3)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (4)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>2-8 電子媒体に記録する工事写真 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」及び「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針(案)」によるものとする。</p> <p>3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (2)フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準(案)令和2年3月」を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p>	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」の削除に伴う。 別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」の削除に伴う。</p>
<p>別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」 別紙2「デジタル工事写真の黒板情報電子化(案)」</p>	<p>別紙1「デジタル工事写真の黒板情報電子化(案)」</p>	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」の削除に伴う。</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 3. 撮影箇所一覧

旧(平成30年3月版)					
区分	写真管理項目			摘要	
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件		
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前 1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後 1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況 施工中の写真	月1回 〔月末〕	不要	
			工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	
仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 1枚		
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。
			ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕	ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、写真測量に使用したすべての画像	
			ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSS方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSS方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚	

新(平成30年10月版)					
区分	写真管理項目			摘要	改定理由
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕			
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕		
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕		
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況 施工中の写真	月1回 〔月末〕		
			工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕		
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕			
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	必要に応じて 〔発生時〕		工事打合簿に添付する。
			ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回 (写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) 〔発生時〕		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
			ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナ(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第1編 共通編

旧(令和2年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2		掘削工	法長 ※右のいずれか で撮影する。	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 [掘削後]	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	3		盛土工	法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
			4		盛土補強工 (補強土壁工法(テールアルメ) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2		掘削工	法長 ※右のいずれか で撮影する。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 [掘削後]	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	3		盛土工	法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 [施工後]	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
			4		盛土補強工 (補強土壁工法(テールアルメ) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工後]		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第1編 共通編

旧(令和2年3月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2		掘削工	法長 ※右のいずれか で撮影する。	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2		掘削工	法長 ※右のいずれか で撮影する。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
							整理条件		
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚	
						転圧状況	各層毎400mに1回		
						厚さ	各層毎200mに1回		
						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回			
						幅	各層毎80mに1回		
						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回			

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						転圧状況	各層毎400mに1回		
						厚さ	各層毎200mに1回		
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回			
						幅	各層毎80mに1回		
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
			7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
					修正状況	各層毎400mに1回 [修正後]			
					厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 [修正後]			
					幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎 1工事に1回 [修正後]			

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]		3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ る改定。
					修正状況	各層毎400mに1回 [修正後]			
					厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 [修正後]			
					幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		整理条件	摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕			
			7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕			

新(令和3年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		3次元計測 技術を用いた出来形管理要領(案) の策定による改定。
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
			7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		3次元計測 技術を用いた出来形管理要領(案) の策定による改定。
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)							
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目	摘要
						撮影項目	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	修正状況 400mに1回 [修正後] タックコート プライムコート 各層毎に1回 [散布時] 幅 各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	代表箇所 各1枚
			8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況 各層毎400mに1回 [施工中] 修正状況 各層毎400mに1回 [修正後] 厚さ 各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後] 幅 各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回	代表箇所 各1枚

新(令和3年10月版)								
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目	摘要	改定理由
						撮影項目		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	修正状況 400mに1回 [修正後] タックコート プライムコート 各層毎に1回 [散布時] 幅 各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
			8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況 各層毎400mに1回 [施工中] 修正状況 各層毎400mに1回 [修正後] 厚さ 各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後] 幅 各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)						
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目
						撮影項目
			8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況 各層毎400mに1回 【施工中】 代表箇所 各1枚 修正状況 各層毎400mに1回 【修正後】 厚さ 各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 【修正後】 幅 各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 【修正後】

新(令和3年10月版)								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要	改定理由
						撮影項目		
			8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況 各層毎400mに1回 【施工中】 修正状況 各層毎400mに1回 【修正後】 厚さ 各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】 幅 各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】		3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ る改定。

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					平整状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔修正後〕								
			8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					平整状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔修正後〕			

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		3次元計測 技術を用いた 出来形管理 要領(案) の策定による 改定。
					平整状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								
			8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		3次元計測 技術を用いた 出来形管理 要領(案) の策定による 改定。
					平整状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		整理条件	摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
						厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 【修正後】		
					幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎 1工事に1回 【修正後】			

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】		3次元計測 技術を用いた出来形管 理要領(案) の策定による 改定。
						修正状況	各層毎400mに1回 【修正後】		
						厚さ	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】		
					幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		整理条件	摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】	代表箇所 各1枚	
					厚さ	各層毎400mに1回 【修正後】			
					幅	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 【修正後】			

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】		3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ る改定。
					厚さ	各層毎400mに1回 【修正後】			
					幅	各層毎200mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 【修正後】			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		整理条件	摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎400mに1回 【整正後】			
					厚さ	各層毎200mに1回 【整正後】 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 【整正後】			
					幅	各層毎80mに1回 【整正後】 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 【整正後】			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎400mに1回 【整正後】			
					幅	各層毎80mに1回 【整正後】 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 【整正後】			

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】		3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ る改定。
					整正状況	各層毎400mに1回 【整正後】			
					厚さ	各層毎200mに1回 【整正後】 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 【整正後】			
					幅	各層毎80mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】		3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ る改定。
					整正状況	各層毎400mに1回 【整正後】			
					幅	各層毎80mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 【整正後】			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
			10	1	透水性舗装工(路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

新(令和3年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
			10	1	透水性舗装工(路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		整理条件	摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
					厚さ	各層毎400mに1回 [修正後]			
					幅	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナードを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナードを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 [修正後]			

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]		3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ る改定。
					厚さ	各層毎400mに1回 [修正後]			
					幅	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕		

新(令和3年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ る改定。
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】	代表箇所 各1枚	
					修正状況	各層毎400mに1回 【修正後】			
厚さ	1,000㎡に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 【修正後】								
					幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 【修正後】			
			12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 【修正後】	代表箇所 各1枚	
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】			
					幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 【修正後】			

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】		3次元計測 技術を用いた出来形管 理要領(案) の策定による 改定。
					修正状況	各層毎400mに1回 【修正後】			
厚さ	1,000㎡に1回 【修正後】 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1回 【修正後】								
					幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】			
			12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 【修正後】		3次元計測 技術を用いた出来形管 理要領(案) の策定による 改定。
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 【散布時】			
					幅	各層毎80mに1回 【修正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 【修正後】			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要	
						撮影項目		撮影頻度[時期]
			12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート スリップバータイ バー寸法 、位置 鉄網寸法 位置 平坦性 厚さ 目地段差	各層毎に1回 〔散布時〕 80mに1回 〔据付後〕 80mに1回 〔据付後〕 1工事1回 〔実施中〕 各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TTS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TTS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕 1工事に1回	代表箇所 各1枚

新(令和3年10月版)								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要	改定理由
						撮影項目		
			12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート スリップバータイ バー寸法 、位置 鉄網寸法 位置 平坦性 厚さ 目地段差	各層毎に1回 〔散布時〕 80mに1回 〔据付後〕 80mに1回 〔据付後〕 1工事1回 〔実施中〕 各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕 1工事に1回	3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ る改定。

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況 修正状況 厚さ ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

新(令和3年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	改定理由	
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
			12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況 修正状況 厚さ ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		整理条件	摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナードを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナードを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナードを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナードを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕			

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ る改定。
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		整理条件	摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
			12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔修正後〕		
			12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔修正後〕		

新(令和3年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		整理条件	摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
			12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			3次元計測 技術を用いた出来形管理 要領(案) の策定による 改定。
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
			12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	修正状況	400mに1回 〔修正後〕			3次元計測 技術を用いた出来形管理 要領(案) の策定による 改定。
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
					厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナードを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナードを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 [修正後]			
			12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋 コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	代表箇所 各1枚	
					鉄筋寸法、位置	80mに1回 [据付後]			
					横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 [据付後]			
					縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タ イバー寸法、位 置	80mに1回 [据付後]			
					平坦性	1工事に1回[実施中]			
					厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の場 合は打設前後] ただし、「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型レーザーキャ ナードを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザーキャナードを用いた 出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 [修正後]			
					目地段差	1工事に1回			

新(令和3年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]		3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ る改定。
					厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			
					平坦性	1工事に1回 [実施中]			
			12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋 コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]		3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ る改定。
					鉄筋寸法、位置	80mに1回 [据付後]			
					横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 [据付後]			
					縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タ イバー寸法、位 置	80mに1回 [据付後]			
					平坦性	1工事に1回[実施中]			
					厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の場 合は打設前後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に1 回 [修正後]			
					目地段差	1工事に1回			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
			13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TTSを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕					
			13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕					
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TTSを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要					
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TTSを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕					
			13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TTSを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕					

新(令和3年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
			13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			3次元計測 技術を用いた出来形管理 要領(案) の策定による 改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕						
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕						
			13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			3次元計測 技術を用いた出来形管理 要領(案) の策定による 改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
			厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕						
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕						
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			3次元計測 技術を用いた出来形管理 要領(案) の策定による 改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
			厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要						
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕						
			13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			3次元計測 技術を用いた出来形管理 要領(案) の策定による 改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕						

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
			13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況 400mに1回 〔整正後〕 タックコート プライムコート 各層毎に1回 〔散布時〕 厚さ 1,000㎡に1回 〔整正後〕 幅 各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TTSを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
					14	1			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況 各層毎400mに1回 〔施工中〕 整正状況 各層毎400mに1回 〔整正後〕 厚さ 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 幅 各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TTSを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚		

新(令和3年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
			13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況 400mに1回 〔整正後〕 タックコート プライムコート 各層毎に1回 〔散布時〕 厚さ 1,000㎡に1回 〔整正後〕 幅 各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚			3次元計測 技術を用いた出来形管理 要領(案) の策定による 改定。
					14	1				
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況 各層毎400mに1回 〔施工中〕 整正状況 各層毎400mに1回 〔整正後〕 厚さ 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕 幅 各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚			3次元計測 技術を用いた出来形管理 要領(案) の策定による 改定。

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
			14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						厚さ	各層毎200m1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TTSを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)」による場合は 各層毎1工事に1回〔修正後〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
			14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TTSを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)」による場合は 各層毎1工事に1回〔修正後〕		
			14	5	ブロック舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						幅			
						幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「TTSを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)」による場合は 1工事に1回〔施工後〕		
						厚さ(基準高)			
			3		置換工	置換厚さ	40m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						幅			

新(令和3年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
			14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						転圧状況				
						厚さ	各層毎200m1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
			14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						転圧状況				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
			14	5	ブロック舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工 (鉄鋼スラグ混合工(路床安定 処理工)の場合)	施工厚さ	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
						幅				
						幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は1工事に1回〔施工 後〕			
						厚さ(基準高)				
			3		置換工 (鉄鋼スラグ混合工(置換)の 場合)	置換厚さ	40m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
						幅				

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(令和2年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要		
						撮影項目		撮影頻度[時期]	整理条件
			9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所につき1回 [打込後]	代表箇所 各1枚	
					深度	1施工箇所につき1回 [打込前後]			
					ただし、(スラリー攪拌工)において、「 施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編(案)) 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。				
			4	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回 [施工厚さ 施工中] [幅 施工後]	代表箇所 各1枚	
					ただし、「 施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編(案)) 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所につき1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
					ただし、「 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編(案)) 」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。				

新(令和3年10月版)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要	改定理由	
						撮影項目			撮影頻度[時期]
			9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所につき1回 [打込後]		
					深度	1施工箇所につき1回 [打込前後]			
					ただし、(スラリー攪拌工)において、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
			4	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回 [施工厚さ 施工中] [幅 施工後]	代表箇所 各1枚	
					ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所につき1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	
					ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編 」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。				
					3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。				